

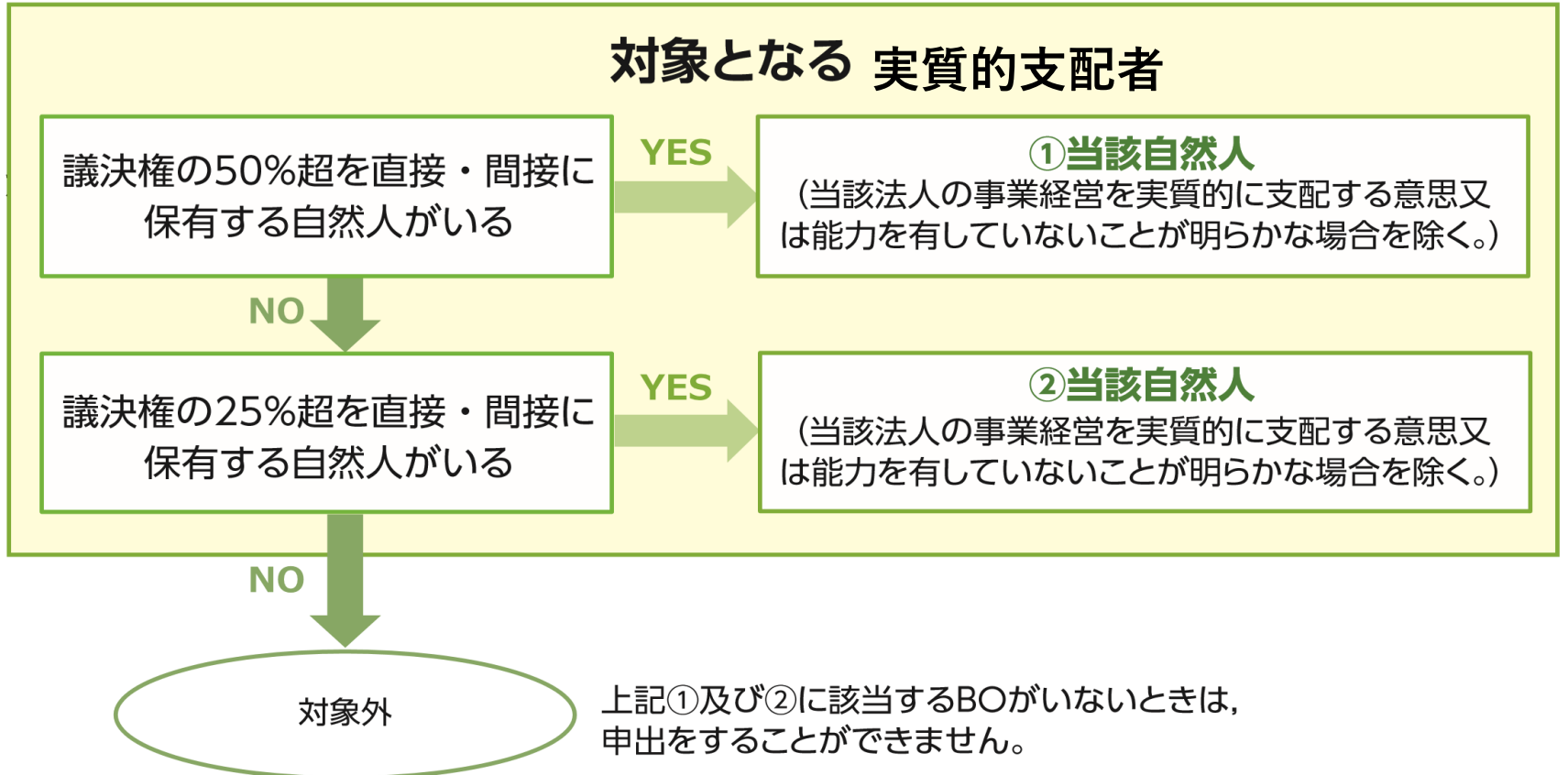
実質的支配者リスト制度ご利用の方へ

(実質的支配者情報一覧の保管・写しの交付申出)

本制度は、株式会社（特例有限会社を含む。）が、商業登記所の登記官に対し、当該株式会社が作成した実質的支配者（※）情報一覧（以下「実質的支配者リスト」という。）を所定の添付書面とともに提出し、その保管及び登記官の認証文付きの写しの交付の申出を行うことができるものです。手数料は**無料**です。

（※）実質的支配者（Beneficial Owner（BO））とは、法人の議決権の総数の4分の1を超える議決権を直接又は間接に有していると認められる自然人等をいいます。

利用することができる法人は**株式会社（特例有限会社含む）**です。



実質的支配者リストの写しの交付申出の流れ

STEP 1 添付書類を準備

STEP 2 実質的支配者リストを作成

STEP 3 申出書（保管・写しの交付）を作成

会社の本店所在地を管轄する商業登記所へ提出

※郵送による申出も可能

※代理人による申出も可能
(代理権限証書（委任状）が必要です。)

※写しの交付を郵送で希望する場合は、宛先記載の返信用封筒（郵券貼付）を提出

詳しくは、鹿児島地方法務局HPバナーから

法務省HP (https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00116.html) をご覧ください

鹿児島地方法務局

実質的支配者リスト制度



添付書面

1 B0リストの内容を証する書面

添付を要する書面	
①	<p>申出会社の申出日における株主名簿の写し</p> <p>※ 株主名簿の写しに代えて、申告受理及び認証証明書（公証人発行，設立後最初の事業年度を経過していない場合に限る。）又は法人税確定申告書別表二の明細書の写し（申出日の属する事業年度の直前事業年度に係るもの）を添付することもできます。</p>
②	<p>合致していない理由を明らかにする書面</p> <p>※ B0リストの記載と①の書面の記載とで内容が合致しない場合には，その理由を記載した代表者作成に係る書面を添付します。</p>
添付することができる書面（添付しなくてもよいが，確認資料となるもの）	
③	<p>上位会社の申出日における株主名簿の写し（④に該当する場合は④の書面とセットで添付）</p> <p>※ 上位会社の株主名簿の写しに代えて，申告受理及び認証証明書（公証人発行，設立後最初の事業年度を経過していない場合に限る。）又は法人税確定申告書別表二の明細書の写し（申出日の属する事業年度の直前事業年度に係るもの）を添付することもできます。</p>
④	<p>合致していない理由を明らかにする書面</p> <p>※ B0リストの記載と③の書面の記載とで内容が合致しない場合には，その理由を記載した代表者作成に係る書面を添付します。</p>
⑤	<p>実質的支配者の本人確認の書面</p> <p>※ 実質的支配者の氏名及び住居と同一の氏名及び住居が記載されている市町村長その他の公務員が職務上作成した証明書（当該実質的支配者が原本と相違ない旨を記載した謄本を含む。）</p> <p>【具体例】 運転免許証の表裏両面のコピー，住民票の写し 等</p>

①，③及び⑤を添付する場合は，B0リストの添付書面欄（「実質的支配者該当性の添付書面」又は「実質的支配者の本人確認の書面」欄（STEP2の④））に記載してください。

2 申出会社の代表者の本人確認書面 （代表者が申出書に法人の届出印を押印している場合は不要です。）

～本人確認書面の具体例～

- ◆ 運転免許証の表裏両面のコピー（※）
 - ◆ マイナンバーカードの表面のコピー（※）
 - ◆ 住民票の写し 等
- ※ 原本と相違ない旨を記載し，申出会社の代表者が記名したもの

3 代理権限を証する書面

代理人によって申出をする場合に添付します。
 申出書又は委任状に代表者印が押印されている場合を除き，申出書に記載した申出会社の代表者の氏名・住所を確認することができる本人確認書面（上記②）の添付が必要です。

STEP2 (記載例)

(日本産業規格A列4番)

実質的支配者情報一覧

(商号) 法務電気機器株式会社 (会社法人等番号) 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇〇〇 ①
 (本店) 鹿児島市郡元三丁目1番1号
 (作成年月日) 令和4年12月5日 (作成者(代表者)) 法務太郎

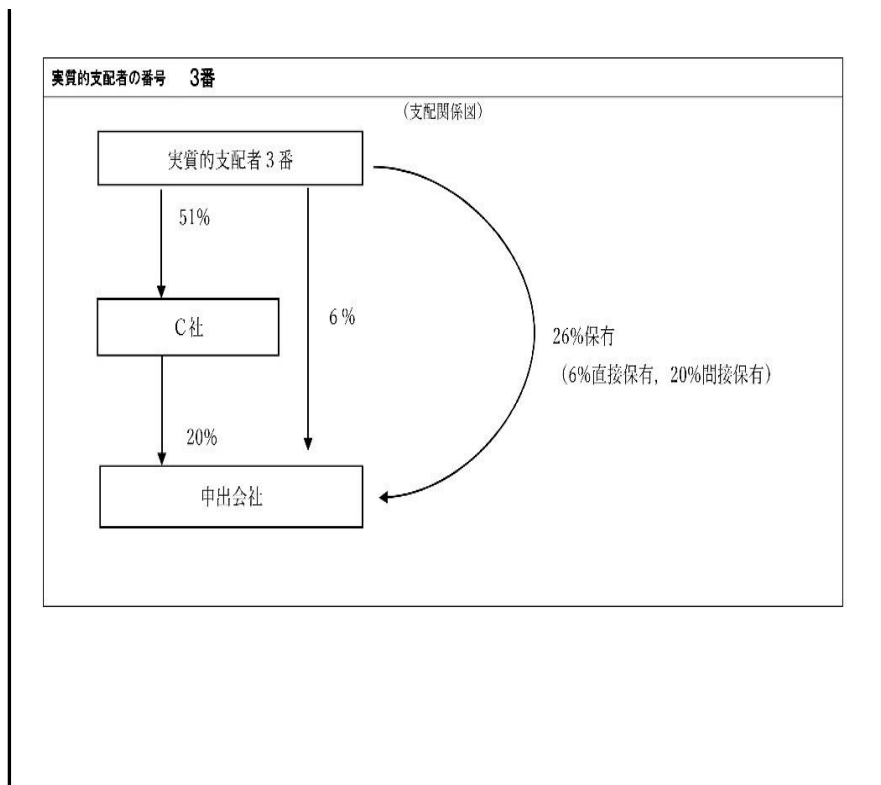
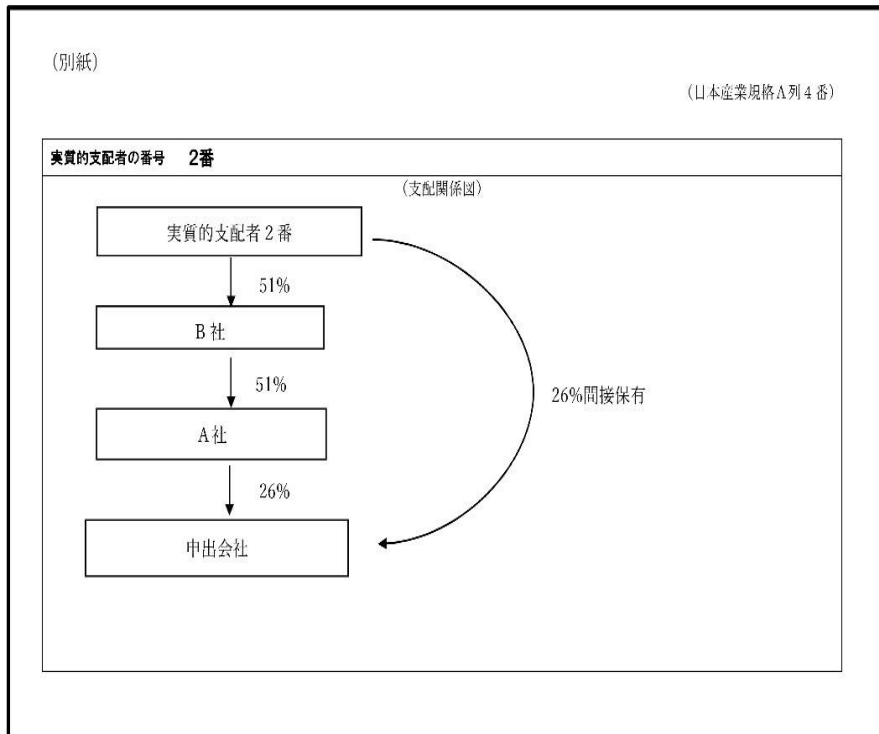
以下の情報は、令和4年12月5日②現在の実質的支配者情報である。

実質的支配者の該当事由(①又は②のいずれかの左側の口内に✓印を付してください。)(※1) ③					
<input type="checkbox"/>	①	会社の議決権の総数の50%を超える議決権を直接又は間接に有する自然人(この者が当該会社の事業経営を実質的に支配する意思又は能力がないことが明らかな場合を除く。): 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(以下「犯収法施行規則」という。)第11条第2項第1号参照			
<input checked="" type="checkbox"/>	②	①に該当する者がいない場合は、会社の議決権の総数の25%を超える議決権を直接又は間接に有する自然人(この者が当該会社の事業経営を実質的に支配する意思又は能力がないことが明らかな場合又は他の者が会社の議決権の総数の50%を超える議決権を直接又は間接に有する場合を除く。): 犯収法施行規則第11条第2項第1号参照			
実質的支配者の本人特定事項等(※2, ※3)					
1番	住居	鹿児島市郡元三丁目1番1号	国籍等	日本(他 ※4)	議決権割合 30% (間接保有)有・無(※5) ※有の場合は別紙に支配関係図を記載
	フリガナ	ホウム タロウ	生年月日	昭和56年12月18日生	
	氏名(※6)	法務太郎		実質的支配者該当性の添付書面	申出会社の株主名簿の写し ④
				実質的支配者の本人確認の書面	運転免許証の写し ④
2番	住居	東京都杉並区和泉一丁目1番1号	国籍等	日本(他 ※4)	議決権割合 26% (間接保有)有・無(※5) ※有の場合は別紙に支配関係図を記載
	フリガナ	オツノ ハナコ	生年月日	昭和60年10月15日生	
	氏名(※6)	乙野花子		実質的支配者該当性の添付書面	申出会社の株主名簿の写し ④
				実質的支配者の本人確認の書面	なし
3番	住居	東京都豊島区池袋四丁目3番1号	国籍等	日本(他 ※4)	議決権割合 26% (間接保有)有・無(※5) ※有の場合は別紙に支配関係図を記載
	フリガナ	ヘイノ サプロウ	生年月日	昭和38年11月12日生	
	氏名(※6)	丙野三郎		実質的支配者該当性の添付書面	申出会社の株主名簿の写し、C社の株主名簿の写し ④
				実質的支配者の本人確認の書面	なし

※1、①の50%及び②の25%の計算は、次に掲げる割合を合計した割合により行う(犯収法施行規則第11条第3項)。

- ・訂正印による訂正はできません。誤記した場合は、改めて実質的支配者情報一覧を作成してください。
- ・議決権割合欄の間接保有が「有」の場合は、別紙で支配関係図を作成してください。

別紙記載例



①登記事項証明書に記載されています。(法人番号公表サイトで表示される法人番号のうち先頭の番号を除いた12桁の番号です。)

②申出日から1か月以内の日に限られます。

③実質的支配者の該当事由のいずれかに✓します。

④添付する書類の名称を記載します。(例: 株主名簿の写し, 運転免許証の写し)

⑤間接保有「有」の場合は間接保有と直接保有を合計した割合を記載します。

STEP3

(記載例) 実質的支配者情報一覧の保管及び写し交付申出書

(補完年月日 令和 年 月 日)

申出年月日	令和4年12月5日 ^①	実質的支配者情報番号	-
会社法人等番号	0000-00-000000 ^②		
商号	法務電気機器株式会社		
本店	鹿児島市郡元三丁目1番1号		
申出人の表示	住所 鹿児島市郡元三丁目1番1号 ^③ 資格 代表取締役 氏名 法務 太郎 登記所届出印 ^④ 連絡先 000-0000-0000		
代理人の表示	住所 鹿児島市郡元三丁目1番1号 氏名 法務 花子 ^⑤ 連絡先 000-0000-0000		
必要な写しの通数・交付方法	1 通 (<input checked="" type="checkbox"/> 窓口で受取 <input type="checkbox"/> 郵送) ^⑥ 郵送の場合は、宛先(※2)を記載した返信用封筒及び郵便切手が必要です。 ※1 申出書には、申出書(委任による代理人によって申出をする場合にあっては、当該代理人の権限を証する書面)に申出会社の代表者が登記所に提出した印鑑が押印されている場合を除き、申出書に記載されている申出会社の代表者の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市町村長その他の公務員が職務上作成した証明書(当該申出会社の代表者が原本と相違ない旨を記載した謄本を含む。)を添付する必要があります。 ※2 郵送の場合、会社の本店、申出人(又は代理人)の表示欄にある住所のうち、希望する送付先に送付します。返信用封筒には、該当の送付先を記載してください。		
利用目的	<input checked="" type="checkbox"/> 金融機関への提出 <input type="checkbox"/> その他 () ^⑦		
<p>上記の法人の申出日前1か月以内の日における実質的支配者情報一覧を別添のとおり提出し、上記通数の実質的支配者情報一覧の写しの交付を申出します。 申出の日から1か月以内に実質的支配者情報一覧の写しを受け取らない場合は、廃棄して差し支えありません。^⑧</p> <p>(申出会社の本店所在地を管轄する登記所) 鹿児島地方法務局宛て</p>			

- ①提出日を記載します。
- ②登記事項証明書に記載されています。
(法人番号公表サイトで表示される法人番号のうち先頭の番号を除いた12桁の番号です。)
- ③代表者個人の住所を記載します。
※連絡先は日中つながる番号(携帯電話番号でも可)を記載してください。
- ④登記所届出印の押印がない場合には本人確認書類(住民票の写し、運転免許証の両面コピー等)が必要です。
- ⑤代理人による申出の場合に記載し、委任状を添付します。
委任状に登記所届出印の押印がない場合には本人確認書類(住民票の写し、運転免許証の両面コピー等)が必要です。
- ⑥受領方法を記載してください。
郵送の宛先について必ず注意書き※2をご確認ください。
- ⑦その他の場合には、必ず()に目的を記載してください。
- ⑧窓口受取の場合、申出日から1か月以内に受領する必要があります。

受領	確認1	確認2	スキャナ・入力	交付

交付方法	<input type="checkbox"/> 窓口交付	<input type="checkbox"/> 送付 (<input type="checkbox"/> 本店 <input type="checkbox"/> 申出人の住所 <input type="checkbox"/> 代理人の住所)
------	-------------------------------	---

・申出書は、実質的支配者情報一覧 (STEP2) 及びその添付書類 (STEP1) と一緒に提出してください。

・申出書の内容に不備 (軽微なものを除く) があった場合には、補完 (訂正) していただく必要があります。補完できないような不備があるときは申出書類を返却します。

・**不備があった場合は、補完が完了した日が申出があった日となります。**これにより実質的支配者情報一覧の情報の基準日 (STEP2の②) が申出日から1か月以内でなくなった場合には、最新の実質的支配者情報一覧への差し替えが必要となります。